

議事日程第5号

令和4年3月16日(水)

第1 議案上程(議案第3号から第37号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

第2 継続審査事件の報告

議会広報特別委員会

質疑

本日の会議に付した事件

第1及び第2は議事日程に同じ

第3 議案上程(議案第38号から第40号まで)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第45号及び第46号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第5 議会案上程(議会案第47号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議世事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 谷 一 徳
副 事 務 局 長	清 水 幸 子
局 長 補 佐	三 浦 大 作
主 査	中 川 祐 司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
理 事	佐 藤 透	総 務 企 画 部 長	八 端 隆 公
市民福祉部長	伊 藤 徹	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	小 玉 博 文
産業建設部長	田 村 力	企 業 局 長	佐 藤 孝 悦
企画政策課長	杉 本 一 也	総 務 課 長	湊 智 志
財 政 課 長	鈴 木 健	税 務 課 長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	高 桑 淳	生 活 環 境 課 長	畠 山 隆 之
観 光 課 長	長 谷 部 達 也	農 林 水 産 課 長	鎌 田 重 美
病院事務局長	三 浦 大 成	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教育総務課長	村 井 千 鶴 子	学 校 教 育 課 長	加 賀 谷 正 人
監 査 事 務 局 長	佐 藤 静 代	企 業 局 管 理 課 長	三 浦 幸 樹
ガス上下水道課長	三 浦 昇	選 管 事 務 局 長	(総 務 課 長 併 任)
農 委 事 務 局 長	(農 林 水 産 課 長 併 任)		

午後 2時00分 開 議

○議長（吉田清孝） これより本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第3号から第37号までを一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第1、議案第3号から第37号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。中田謙三委員長

【総務委員長 中田謙三 登壇】

○総務委員長（中田謙三） 総務委員会に付託になりました、議案第14号から第17号まで並びに議案第22号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第14号男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国家公務員の育児休業制度に準じ、非常勤職員の育児休業等に関し、在職期間要件を廃止するほか、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために必要な措置を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、一つとして、委員より、改正内容にある育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について質疑があり、当局から、妊娠・出産等を申し出た職員に対し、積極的に育児休業を取得していただくため、相談体制の整備を図るとともに、個別に制度周知や意向確認を行うほか、男性職員の育児休業が進むよう、所属長及び男性職員などに対し、制度内容等に関する研修を実施してまいりたい。との答弁がありました。

二つとして、委員より、任期が1年の会計年度任用職員が育児休業を取得する際、任用途中での制度利用による身分の確保について質疑があり、当局から、一会計年度ごとに、その職が置かれた上で、当該職員が客観的な人事評価により必要と判断された場合、育児休業取得を理由に職を失うということはない。との答弁がありました。

さらに委員より、本市の課題でもある少子化が進む中で、市が育児休業の取得について積極的に取り組み、民間企業の制度取得をけん引していただきたい。との意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、本市において、減税措置に該当する未就学児がいる世帯数と減額措置後の税額について質疑があり、当局から、令和3年12月末時点の世帯数で、7割軽減が9世帯、5割軽減が10世帯、2割軽減が3世帯、軽減なしの世帯が17世帯で、合計39世帯、被保険者数にして52人である。所得軽減がなく、未就学児がいない世帯は3万2,500円であるが、所得軽減がなく、未就学児のいる世帯は未就学児1人当たり1万6,250円となる。さらに、7割軽減の世帯は、未就学児1人当たり4,875円となる。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号男鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市地域公共交通網形成計画の基本方針に基づき、市内バス路線の利用者利便の向上に係る路線の変更、共通乗車券の運賃変更を実施するため、本条例の

一部を改正するものであります。

本案について、一つとして、委員より、脇本船越循環線の新ルートは、脇本船越間で国道101号経由の往復運行に変更となっているが、変更理由について質疑があり、当局から、当該路線はもともと買物利用を主たる目的として運行を開始したもので、現在、乗降者が最も多いのは、船越のスーパーセンターアマノである。このたびの変更は船越や脇本の比較的住宅の密集した地域から、商業施設へのバス利用を視野に、より多く商業施設前を通過するルートとしたものである。また、路線変更により、一部循環線が通過しなくなる区間が生じるが、当該区間は乗降者が少ないほか、既存の別路線が今後も運行することで、地域間交通の確保を図ることとしている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、共通乗車券の料金改定により、利用者にとって利便性は高まるが、財政的に問題はないのか。との質疑があり、当局から、収入は減少すると想定しているが、バス利用者の利便性向上を図り、利用促進することが共通乗車券の料金改定の目的である。また、共通乗車券を購入することで、外出の機会を増やす契機となり、結果としてまちの賑わい創出につながることを期待している。との答弁がありました。

また、委員より、共通乗車券の利便性向上により、運行時刻の設定によっては、市内の高校生が利用することも考えられる。そういった可能性も視野に入れて検討していただきたい。との意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号市庁舎外部改修工事（外壁・サッシ）請負契約の締結についてであります。

本議案は、市庁舎外部改修工事（外壁・サッシ）請負について本契約を締結するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝） 次に、教育厚生委員長長の報告を求めます。鈴木元章委員長

【教育厚生委員長 鈴木元章 登壇】

○教育厚生委員長（鈴木元章） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第18号男鹿市出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、子育て世帯の経済的な支援を目的として、出産祝金の支給額を引き上げるため、本条例の一部を改正するもので、当局から、出産祝金の額を、第1子及び第2子に対し3万円を5万円に、第3子以降に対し10万円を20万円に拡充し金額を改めるものである。との説明がありました。

本案について、委員より、改正に至る経緯について質疑があり、当局から、令和2年度から開始した第2期子ども子育て支援事業計画を策定する際に行った、子育て世帯へのニーズ調査では、出産祝金等の支給など、出産・子育てに関わる経済的支援の要望が最も多い回答結果であった。以前取り組んでいた育児用品購入費補助金交付事業についても、購入可能な店舗が限定されていることから、現金給付を希望する声が多く、令和元年度で廃止し、第1子及び第2子に対し3万円、第3子以降に対し10万円の祝金を支給してきたところである。また、県内他市においても第1子及び第2子に対し5万円、第3子以降に対し20万円の支給をしている制度が多く、経済的な支援を求める市民ニーズに対応するため、支給額を拡充するものである。との答弁がありました。

さらに委員より、人口減少の現状を踏まえ、他市よりも手厚い制度とする検討はされなかったか。との質疑があり、当局から、近隣他市と比較される部分はあるが、新年度では不妊治療費助成事業の拡充を図る考えであり、ネウボラを中心に子育て世帯への支援を継続し、妊娠、出産、進学と育児をしていく中で、福祉医療費の拡充等の施策も展開することから、さらに手厚く支援していく考えである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約の一部変更について及び議案第24号八郎湖周辺清掃事務組合同規約の一部変更についてであります。

本2案は、男鹿市議会議員の定数変更に伴い、男鹿地区衛生処理一部事務組合規約及び八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部を変更する必要があるため、同組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要性が生じたもので、一括上程、一括審査したものであります。

当局から、議案第23号については、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員定数を10人から9人に改め、男鹿市選出の議員数を「男鹿市6人」から「男鹿市5人」へ改めるもので、議案第24号については、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員定数を14人から13人に改め、男鹿市選出の議員数を「男鹿市6人」から「男鹿市5人」へ改めるものであり、2案ともに知事の許可を受けた後、令和4年4月22日から施行するものである。との説明がありました。

本2案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。伊藤宗就委員長

【産業建設委員長 伊藤宗就 登壇】

○産業建設委員長（伊藤宗就） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第19号男鹿市農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、「男鹿市農業振興資金貸付基金」と「男鹿市畜産振興資金貸付基金」を統合することにより、基金を有効かつ効果的に運用するほか、農業振興資金の貸付対象者を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本議案について、一つとして、委員より、利用実績が少ないことも一つの要因としているが、貸付対象者から個人農家を除外する事由について質疑があり、当局から、市が原資をもって貸付けすることを極力避けるため、金融機関などを活用していただくというものである。この基金運用については、できれば縮小させていきたいとも考えており、将来において廃止という選択も持ち合わせている。しかしながら、現状は借受け者もいるため、現段階ではこの基金を存続していく形としたものである。との答弁がありました。

さらに委員より、対象外とした個人農家について、この貸付基金に代わる制度はあるのか。との質疑があり、当局から、基本的には金融機関などから借りていただくようお願いするものである。との答弁がありました。

さらに委員より、金融機関から借入れした場合の利子はどう考えるか。との質疑があり、当局から、現在は低金利で、非常に先行きが不透明な情勢とはなっているものの、今後金利が上昇した場合は利子補給等の方策で対応を検討していく。との答弁がありました。

さらに委員より、今後検討していくではなく、条例の附則にでも明記していただきたい。との意見がありました。

二つとして、委員より、個人農家を貸付対象者から除外した事由がはっきりとせず、現行のまま貸付対象者として個人農家を条文に残した場合の影響も特に見当たらない。また、今後、当該振興基金のさらなる制度周知をすることにより、無利子による優位性などから、利用する個人農家の増加も見込まれる。法人や土地改良区を対象者に追加すること、畜産振興基金と統合することについては何ら異議がないことから、単に現行のまま個人農家も対象者となるよう、再度検討していただきたい。との意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、起立なしにより否決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号男鹿市農林漁業後継者等奨励条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、農林漁業者の高齢化により担い手不足が加速し、後継者や新規担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、奨励対象の裾野を広げ幅広く担い手を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

本議案について、一つとして、委員より、対象者の定義において、農業は「正組合員となり得る資格を有する」と表記している。一方、漁業は「正組合員であること」と表記している。この違いは何か。との質疑があり、当局から、まず、漁業については漁業権を有する組合員でなければ漁業を営むことができないため、このような表記をしたものである。また、農業については、農業者の定義を定めるため、経営面積規模や年間の従事日数などの要件を定めた組合員の加入資格を参考にし、それと同等の

形で表記したものである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、林業を主たる生業とした個人はいるのか。また、森林組合や林業を主体とした会社へ就業した場合も対象となるのか。との質疑があり、当局から、本市の林業経営は零細で主な生業として生活している方はおらないため、森林組合、それから林業を主体とした会社に就業した方に対し、20万円の奨励金を交付するものである。との答弁がありました。

さらに委員より、会社等に交付するのか。それとも就業した従業員に交付するのか。さらには、その後の追跡調査はしていくのか。との質疑があり、当局から、会社に交付するのではなく、就業した従業員個人に交付するものである。新規就業してから5年程度は、現況調査を継続していきたいと考えている。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、令和元年の住宅火災により解体していた小深見団地55-1号棟について、今般、男鹿市市営住宅マスタープランの改訂において新規建設は行わないこととしたことから、当該住宅の用途を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。進藤優子委員長

【予算特別委員長 進藤優子 登壇】

○予算特別委員長（進藤優子） 予算特別委員会に付託されました議案第3号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第15号）から議案第13号令和3年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）まで及び議案第25号令和4年度男鹿市一般会計予算から議案第37号令和4年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）までについて、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る2日に開会し、予算に係る説明を受けた後、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点に

ついて御報告申し上げます。

最初に、令和3年度補正予算関係について申し上げます。

第1点として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業はどのような効果があったのか、及び国からの補助を最大有効的に活用することが肝要であり、今後の交付金活用の考え方について。

第2点として、コロナ禍によりできなかったイベント・行事の予算不用額はどれくらいになるか、また、コロナ禍を逆手にとり、今後、今ある財源を有効に使い、産業・観光の振興に取り組むことについて。

第3点として、生活保護費の多額な減額の内容と、就業などによるものかなどその要因について。

第4点として、ガス事業会計の供給戸数増は、どのような状況によるものかについて。

次に、令和4年度予算関係について申し上げます。

第1点として、過疎化における地域活性化対策として、地域共助のための自治組織・町内会等の役割、必要性や存在が従来以上に増している現状と、市がカバーしていくのは限界がきている状況のため改めていく必要があることを鑑みて、自治組織等の活動維持への指導、支援策の在り方について。また、職員の地域担当制の活動・展開状況と、実情と課題の有無や、地域から出てきた要望・意見を所管へ示すなどのマニュアルの有無などについて。

第2点として、コロナ禍における経済政策として、2年以上にわたる国・県・市の様々な政策が展開されており、事業者においては自助努力を含め、これらの公的な支援により現状を耐え忍んでいる状況であり、特に本市では全県に先駆け行った単独の宿泊助成など、様々な支援策を講じてきているが、これまでの実績や反応を踏まえて、令和4年度にどういった形で反映されているのかについて。

第3点として、令和4年度一般会計予算の、歳入における市税の比率や、歳出における人件費の目的別それぞれの比率や、土木建設費の比率が高い点など、各比率の割合や増減の捉え方について。

第4点として、本市の市民所得は県内13市においても低位にある現状を改善すべく、市民所得水準の向上策を具体的な所得目標を数値として定めるなどして、取り

組んでいくべきことについて。

第5点として、いとくの船越地区進出により、おがなまはげモールが来月の4月下旬に完成となるが、やっと収支が安定してきたオガレに対する影響が少なからず予想される状況において、経営体制などどのような戦略を持っているのかについて。また、男鹿駅周辺広場オープニング事業として予算計上があるが、ゴールデンウィークにかかる4月下旬に実施する費用対効果、実施内容など、実施の考え方について。

第6点として、除雪行政について、今年度は短時間での多量の降雪等もあり、生活に支障を来す場面も発生し、順調にいかなかった面もあるため、これまでの課題を改善していくように、地域、除雪業者、そして市が一体となって取り組み、来冬に向けた体制・ルールづくりについて。

第7点として、沿岸季節ハタハタ漁持続化支援事業の対象とする58経営体の内容と、どのような形で支援をするのか、及び今シーズンは一部の採れた方以外は、全然採れなかった方が多数と思われる厳しい状況であるので、男鹿のハタハタをV字復活するような取組について。

第8点として、市単独運行バスの入道崎路線の改善として、入道崎地区から直行便運行の検討、及び市内を運行するスクールバスの利活用として地域の足とする使用について。

第9点として、いとく男鹿店の閉店に係る、近隣に居住する市民や北部地区などの利用者に、何らかの救済が必要であり、その方策及び取組の考えについて。

第10点として、補助事業による部活動指導員配置の予算が計上されているが、各中学校の外部からの部活指導員の現状の把握、及び補助分だけでなく、それぞれの部活指導員に対して、手厚くしていく必要があるが、どのような形が適当であるかの検討について。

第11点として、公共施設の樹木の適正な維持管理に関して、個別施設計画の自主点検マニュアルに樹木に関する項目が設けるなどされたが、今後も公共施設の樹木の管理に注力をしていくことについて。などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

本委員会においては、なお、詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしました。

各分科会とも、全ての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告がありました。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長等に対し質疑があり、農業振興として、令和4年度予算においても様々な施策が計上されているが、基金を活用して実施する「男鹿市農業振興基金貸付金」の条例改正が委員会で否決となったことに対する当局の捉え方について質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第3号から第13号まで及び議案第25号から第37号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田清孝） 次に、3番畠山富勝議員ほか5名から議案第19号男鹿市農業資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてに対する修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。3番畠山富勝議員

【3番 畠山富勝議員 登壇】

○3番（畠山富勝議員） 議案第19号男鹿市農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例に係る修正案について、提案理由を申し上げます。

本修正案は、第3条の貸付対象者において、2号の「経営の改善を図ろうとする農業者」及び3号の「新規就農者」、いわゆる「個人農業者」を加え、改正前どおり「個人農業者」を含むよう修正するものであります。

先ほど産業建設委員長の報告でもありましたけれども、「個人農業者」を除外するとした原案については、基金貸付により本市の農業振興を図ろうとしている本条例の設置趣旨にも相反しており、従来どおり「個人農業者」を対象とすることで、持続可能で一人も取り残さない農業を推進していくとするものであります。

なお、農業法人や土地改良区団体を加えること、附則において男鹿市畜産振興資金貸付基金条例を廃止・統合すること、その他、経過措置、施行期日等は原案のとおりとするものであります。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） これより各委員長及び議案第19号修正案提出者に対する質疑を

許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

初めに、議案第19号男鹿市農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてに対する畠山富勝議員ほか5名から提出された修正案について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(吉田清孝) 起立全員であります。よって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。本件は起立により採決いたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(吉田清孝) 起立全員であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号から第18号まで及び第20号から第37号までを一括して採決いたします。本34件に対する委員長の報告は可決であります。本34件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号から第18号まで及び第20号から第37号までは、原案のとおり可決されました。

継続審査事件の報告

○議長(吉田清孝) 日程第2、継続審査事件の報告を議題といたします。

議会広報特別委員長から、これまでの経過報告をいたしたいとの申出がありますので、これを許します。安田健次郎特別委員長

【議会広報特別委員長 安田健次郎 登壇】

○議会広報特別委員長(安田健次郎) 私から、議会広報特別委員会に関する、これまでの経緯と審査の概要について御報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和2年5月臨時会の常任委員会改選時に、議会運営等に関する申合せ事項に基づき改選が行われ、私をはじめとする委員6人が新たに選任されたもので、委員長には私、安田健次郎が、副委員長には、佐々木克広委員が選任されたものであります。

第1回委員会を令和2年5月8日に開催し、これまでに16回の委員会を実施したものであります。

本特別委員会では、毎定例会終了後に委員会を開催し、議会だよりの編集について、「男鹿市議会だより発行規程」及び「男鹿市議会だより編集要領」に基づき、紙面割付や掲載項目及び執筆者の選定などを協議した後、委員個々が執筆の上、発行前に再度、委員会において紙面の最終確認を行っているものであります。

議会の活動状況を広く市民に報じ、議会に対する認識と理解を深めるという発行趣旨のもと、市民と議会をつなぐ懸け橋として、市民の皆様に親しまれる紙面づくりを念頭に置き、編集に当たってまいりました。

本特別委員会は、委員改選後からこれまでに、男鹿市議会だより66号から72号までを発行いたしておりますが、来る4月1日に発行する73号を編集し、議員任期の満了と同時に審査を終了するものであります。

以上をもちまして本特別委員会に付議されました事件の報告といたします。

○議長（吉田清孝） これより議会広報特別委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程追加の件

○議長（吉田清孝） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第38号から第40号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第38号から第40号までを一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第3、議案第38号から第40号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第38号 教育委員会委員の任命について

議案第39号 人権擁護委員の推薦について

議案第40号 人権擁護委員の推薦について

○議長（吉田清孝） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました人事案件3件について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第38号は、本市教育委員会委員の小玉亜希子氏が本年5月22日をもって任期満了となることから、その後任として山王丸由利絵氏を任命したいというものであります。

議案第39号及び第40号は、本市人権擁護委員の畠山喜代和氏と加藤透氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、その後任として久保市隆氏と水戸瀬重孝氏を推薦したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、本3件については、委員会への

付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第38号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。山王丸由利絵氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第38号については、同意することに決しました。

次に、議案第39号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。久保市隆氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第39号については、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第40号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。水戸瀬重孝氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第40号については、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第45号及び第46号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議案第45号及び第46号を一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第4、議案第45号男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び第46号男鹿市議会事務局設置条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第45号及び第46号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号及び第46号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝） 次に、お諮りいたします。ただいま議案第47号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 議案第47号を上程

○議長（吉田清孝） 日程第5、議案第47号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗

議する決議を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第47号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議会案第47号は、原案のとおり可決されました。

議会案第47号

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

本年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の侵害をするものであり、武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて容認できない。

子どもを含む多くのウクライナ国民が、武力攻撃により生命の危機にさらされ、これまでに巻き添えとなった民間人も多数にのぼり、今なお侵攻している状況には、ロシアに対し強い憤りを覚える。

本市では、核兵器を廃絶し恒久平和の実現を願い、平成20年6月に「男鹿市非核・平和都市宣言」を行っており、ウクライナへの侵略や核兵器の使用を示唆するよ

うなロシアの姿勢は、本市の願いに反するものである。

よって、ここに本市議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、断固抗議する。

以上、決議する。

令和4年3月16日

秋田県男鹿市議会

○議長（吉田清孝） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

ただいま菅原市長から、議員各位に対し御挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和4年度一般会計予算をはじめ、提案いたしました諸議案について、一部修正いただいた上で御可決、御賛同を賜り、ありがとうございました。

さて、来月21日をもって議員の皆様の任期が満了となります。皆様には、この4年間、市民の代表として重責を全うされ、市政発展のため、多大な御尽力を賜りましたことに、深く感謝を申し上げますとともに、今期限りで御勇退なされます5名の方々に對しまして、一言御礼申し上げたいと思います。

米谷勝議員におかれましては、平成22年以来、連続3期12年にわたり、産業建設委員長はじめとする要職を歴任されるとともに、市職員OBの経験を生かして、都市計画審議会委員、現在は監査委員としても重責を担っておられます。

初当選以来、一議会も休むことなく48回連続で一般質問に立たれ、本市の行財政全般にわたり、様々な御提言をいただきました。心より感謝申し上げます。

船橋金弘議員におかれましては、平成13年以来、連続5期21年にわたり、議会運営副委員長はじめ数々の要職を歴任されるとともに、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員を長く務められました。

特に、教育や農業分野において深い見識をお持ちの一方、時に笑いを交えた軽妙な

語り口に、厳しい議論の中でも心を和ませていただきました。そのことが思い出されます。心より感謝申し上げます。

中田敏彦議員におかれましては、昭和56年以来、8期33年の長きにわたり、産業建設委員長はじめ多くの要職を歴任されるとともに、男鹿地区消防一部事務組合議会の議長も務められました。

特に、実践を踏まえた農業や教育分野においてお力を存分に発揮される一方、思いやりにあふれた心で、市民はもちろんのこと、市職員にも接していただきました。心より感謝申し上げます。

中田謙三議員におかれましては、平成元年以来、連続8期33年の長きにわたり、旧若美町議会議長や市議会副議長はじめ多くの重責を担ってこられました。特に八郎湖周辺クリーンセンターの建設に当たっては、多大な御貢献をいただき、一部事務組合議会の議長としても御活躍されました。

冷静沈着で筋の通った厳しい御指摘を頂戴する一方、信義に厚く、懐深い思いやりを持って、大所高所から本市の将来の在り方について御指導、御助言いただきました。心より感謝申し上げます。

佐藤巳次郎議員におかれましては、昭和50年以来、実に連続12期47年、約半世紀の長きにわたり、教育厚生、総務の各委員長はじめ、市の各種審議会・協議会の委員を数多く歴任されました。

面倒見の良さで党派を超えたファンがいる一方、舌鋒鋭い質問に、歴代の市職員が守勢に回る場面もあったことが思い出されます。私も大いに勉強させていただきました。心より感謝申し上げます。

皆様におかれましては、御退任後も一層健康に留意され、引き続き豊富な知識と経験を生かし、市政発展のため御指導、御尽力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

また、来る4月の一般選挙に立候補なされます議員各位におかれましては、御当選の榮譽を得られますよう、御健闘を心からお祈り申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉田清孝） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2時56分 休 憩

午後 2時57分 再 開

○副議長（小松穂積） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま吉田議長から、議員任期最後の定例会を閉会するに当たり各位に御挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。18番吉田清孝議員

【18番 吉田清孝議員 登壇】

○18番（吉田清孝議員） 今任期最後の令和4年3月定例会を閉会するに当たり、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る2月24日開会以来、令和4年度予算をはじめ、41件の案件について熱心な御審議をいただき、本日をもって閉会の運びとなりました。

議長就任以来、議員の皆様からは特段の御支援と御協力を賜り、議会運営を円滑に進めることができましたことを、この場をお借りいたしまして衷心より感謝とお礼を申し上げます。

今任期中においても、議会といたしましては様々な取組を行ってまいりましたが、大きなものとしては、当市における人口減少の状況に鑑み、時代変化と地域社会の環境変化に対応すべく、平成30年の改選期に行った2名減の実施に続き、議員定数の見直しを行い、適正な議員数を議論し、このたびの改選期においても2名減の定数16名とし、議員自ら率先して行財政運営の効率化に取り組んでまいりました。

また、令和元年12月、中国で検出された新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、社会経済のみならず影響を及ぼした状況の打開に向け、各種施策・事業に対し、民意の反映と行政の審査機能を十分に果たすべく、全力を傾けてまいりました。コロナに関する施策は、今後も引き続きスピード感を持って取り組んでいかなければならないものであります。

私どもの任期は来月の4月21日をもって完了になりますが、今限りで勇退されます5人の議員の方々におかれましては、これまで議会人として本市発展のため御尽力されましたことに対し、深く敬意と感謝を申し上げますとともに、健康に十分留意され、今後とも本市発展のためにお力添えをいただくことを切にお願い申し上げます。

また、このたびの市議選に再出馬を予定している皆様におかれましては、全員が当選の榮譽を得られ、再びこの議場で顔を合わせることができるよう、御奮闘をお祈り

申し上げます。

最後に、市長はじめ市当局の皆様におかれましては、いまだ事務の不適正な事案の発生がありますが、二度と発生しないように原因を徹底的に究明していただきたいと思っております。

今後とも、市政発展のため、諸施策の推進により市民サービスの充実に一層の御努力をされますことを切にお願い申し上げます。

甚だ簡単ではありますが、今任期の最後の定例に当たり、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午後 3時02分 休 憩

午後 3時02分 再 開

○議長（吉田清孝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて3月定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 3時02分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

副 議 長 小 松 穂 積

議 員 佐 藤 誠

議 員 中 田 敏 彦